

平成26年山武市教育委員会第10回定例会会議録

1. 期 日 平成26年10月15日(水)
2. 場 所 山武市教育委員会庁舎会議室
3. 開 会 午後1時30分
4. 出席委員 委員長 五木田 孝義
委員長職務代理者 小野崎 一男
委 員 高橋 尚子
委 員 高柳 善江
委 員 小川 一成
教育長 嘉瀬 尚男

5. 欠席委員 なし

6. 議場に出席した職員の職及び氏名

教育部長	渡邊 聰
教育総務課長	小川 宏治
学校教育課長	齊田 謙一
学校教育課指導室長	小高 幸弘
生涯学習課長	土井 紀子
スポーツ振興課長	川島 勝喜
文化会館長	江澤 正
公民館長	市原 修
子育て支援課長	田上 和弘

事務局

教育総務課総務企画係長	秋葉 一徳
教育総務課総務企画係	鶴澤 秀己

7. 開会 委員長が挨拶し午後1時30分開会を宣する。

日程第1 ○会議録署名人の指名

五木田委員長が議長となり、高橋委員を指名する。

日程第2 ○会議録の承認

教育委員会第9回定例会の会議録を全員異議なく承認。

日程第3 ○教育長報告

報告書に基づき、9月18日から10月15日までの主な業務内容について報告。(主な点は次のとおり)

- 9月18日 文教厚生常任委員会に出席した。
- 20日 左千夫生誕150年記念事業の講演会がのぎくプラザで行われ、永塚先生、大河原先生の講演があった。この講演には市長、副市長も出席した。
- 21日 左千夫生誕150年記念事業で映画「のぎくの墓」の上映と「牛飼いの歌」のコーラスが、午前と午後、同じプログラムで行われた。私は午前の部に参加した。
- 22日 市議会が閉会し、議員との意見交換会が行われた。
- 24日 県総合教育センターで教育委員研修会が行われた。パネルディスカッションがあり、パネラーとして参加した。
- 25日 スリランカ日本教育文化センターで、スリランカフェスティバルに参加する7名の歓迎会が行われ出席した。
- 26日 学校運営研究協議会が、山武教育会館で行われた。小中学校教頭会の研修であった。
- 27日 運動会(7校中3校)、山武北小創立20周年記念式典、同じく山武北小で行われた第6回山武北地区敬老レクリエーション大会・敬老演芸大会、左千夫生誕150年記念事業「茶会」、パークゴルフ大会、ニュージーランド研修生歓迎会と一通りすべて出席した。
- 28日 第9回山武市大遠的大会には、ニュージーランドから研修にきた、マイヤー校長外2名の見学に同行した。
- 30日 ニュージーランドからの研修生と市長の懇談会に同席した。日本の中学生が、ニュージーランドに行くとなかなか意見が出ないが、ニュージーランドの子どもたちは、積極的に質問をしていて日本との違いを感じた。
- 10月 2日 東金税務署長外2名が来庁した。租税教室の実施協力の依頼があった。
- 4日 日向幼稚園、しらはたこども園、なんごうこども園、まつおこども園の運動会が行われ出席をした。
- 8日 平成26年度山武市小学校球技大会でサッカーとミニバスが行われ、サッカーの開会式に出席した。その後、新規採用職員研修があり、教育長講和を行った。
- 10日 金刀比羅神社秋季例大祭があった。市長とともに参拝した。
- 12日 第8回山武市民体育祭が行われた。
- 13日 平成26年度変革型「教育長」シンポジウムが、東京大学の山上会館であった。新制度下の教育長としてのあり方等の研修であった。
- 14日 教育委員会第10回協議会があった。
- 15日 学校訪問として日向小を訪問した。

五木田委員長：議案第3号「平成26年度山武市教育委員会被表彰者の決定について」は、人事案件に準ずるものとして、また、協議第1号「要保護・準要保護児童生徒の認定について」は、氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、公開に適さない事項であることから、教育委員会会議規則第12条の規定により秘密会としたい旨、提案。
(挙手による採決の結果、全員賛成)

日程第4 ○議決事項

議案第1号 陳情審査について

教育総務課長：議案第1号陳情審査について、山武市教育委員会組織規則第6条第19号の規定により議決を求めるものである。これは、別冊で議案第1号の説明資料をつけているのでご覧いただきたい。本陳情書は、去る17日付けで[REDACTED]さんより教育委員会事務局へ提出されたもので、山武市教育委員会会議規則第27条、第28条及び第29条の規定により本会に付するものである。内容の説明については、陳情書の本文の読み上げにより代えさせていただく。別添の資料をご覧いただきたい。

それでは、本文の読み上げを始める。平成26年9月17日提出、山武市教育委員会委員長、五木田孝義様、委員長職務代理、小野崎一男様、委員、高橋尚子様、委員、高柳善江様、委員、小川一成様。陳情人、住所、[REDACTED]、氏名、[REDACTED]。

嘉瀬尚男教育長に関する陳情。陳情の趣旨。1、嘉瀬尚男教育長・教育委員たる資質を精査し、辞職勧告・解職・免職等の適切な措置を求める。2、教育長の任命者たる教育委員会の任命責任を明確にすることを求める。

陳情の理由。1、兼業・兼職について。嘉瀬尚男氏は有限会社カネスエの代表取締役である。登記情報によると有限会社カネスエの事業内容は以下のとおりである。

①日用品雑貨の販売。②建築用作業工具器具の販売。③建築資材の販売。④事務用機器、文房具、玩具の販売。⑤スポーツ用品の販売。⑥不動産の賃貸・管理・保守並びに運用。⑦不動産利用に関する企画、設計。⑧クリーニング取次業。⑨学習塾の経営。⑩前各号に付帯する一切の事業。地方教育行政組織運営法によれば、教育長の職務は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる（第17条）。教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する（第17条）。教育委員会の事務局について事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する（第20条）となっている。

学校教育事務において、文房具、スポーツ用品、日用雑貨、コンピューターやコピー機などの事務機器の購入、あるいは校舎その他の学校設備の運用や修繕等に関与しないことは考えられず、教育事務の統括者たる教育長が一方で「日用品雑貨の販売」「建設用作業工具器具の販売」「建築資材の販売」「事務用機器、文房具、玩具の販売」「スポーツ用品の販売」「不動産の賃貸・管理・保守並びに運用」を業とする企業の代表取締役であることは、関係法令を紐解くまでもなく許容されることはあり得ない。また、「学習塾の経営」を業とする企業の代表者による教育長の兼職を是とするのであれば、公立小中学校の教師が勤務時間外に学習塾の開業、予備校講師などの兼職・兼業を行う事案が発生した場合のガバナンスは完全に崩壊する。

2、教育委員の身分を不適切利用。インターネットサイト、アメブロ「数霊セラピスト吉野内聖一郎」において、平成26年3月2日に池袋で開催された「潜在意識リーディング協会関東地区勉強会」において、嘉瀬尚男氏が役員として発表を行ったとの記述が認められた。記述内容は以下の通りであった。

2番バッテリーは、波動プラザカネスエの嘉瀬尚男さん。地元である山武市教育委員やロータリークラブ会長など、地域の活動で積極的に参加されている嘉瀬さんは、いままで自分が参加してきた様々なスピリチュアルワークにおいて経験したことや気づきなどを語って戴きました。

なお、現在当該サイトにおいて「地元である山武市の教育委員や」の記述が削除されているので、平成26年8月28日に「WEB魚拓」で保存したページを添付する。また、当日嘉瀬氏が講演を行った内容は「スピリチュアルワーク」という言葉で説明されているが、これは(有)カネスエの店舗に掲示されている「波動プラザカネスエ」のサービスに関連するものと考えられる。看板には「波動カウンセリング」「波動関連商品」「パーストーン」「フラワーエッセンス」「オーラ・チャクラ測定」「ヒーリングアート」と記載されている。それらについて説明がされていたインターネットサイト「波動プラザカネスエ」ならびに「波動リーディングサロン東京」は9月11日から12日にかけての間に削除されたため、8月9日に保存されたサイト情報の出力を添付する。

これらによれば科学的裏付けに乏しいオカルト的、あるいは宗教的な商材およびサービスであると判断できるが、そのような内容の講演を「山武市教育委員」の肩書をもって行ったことは明らかに不適切である。また、インターネット上の情報の改変や削除が、本陳情と同様の指摘を受けてのことであれば、嘉瀬教育長が自己の行動の不適切さを認めて証拠隠滅を図ったと考えられ、山武市教職員の範を示すべき教育長として資質を著しく欠くと断ぜざるを得ない。

3、公金使用事業に対する倫理観の欠如。嘉瀬尚男氏が少なくとも平成24年4月

1日まで副理事長を務めていたNPO法人山武IT推進協会が、平成22年に山武市より30万円の補助金交付を受けて実施した市民パソコン教室において、事業実績報告書に支出の根拠として111,300円分の(有)カネスエ発行の領収書が添付されていた。自らが副理事長を勤めるNPO法人が補助金で実施する事業のうち、37%を自らが代表を務める企業で消費していることは、手続き上はともかく社会通念上適切であるとは言いがたい。このような倫理観では、教育事務のすべてをつかさどる教育長の要職に相応しくない。なお、当該事業報告書の内容を適当と認め、決済を行ったのは当時市民自治支援課長の渡邊聡現教育部長である。

4、任命者たる教育委員会の責任について。嘉瀬尚男氏を教育長に任命する際、どのような経緯で兼職を認めたのか。あるいは認めていないのか。認めたのであればどのような情報・資料に基づいて精査されたのか。当時の経緯を明らかにし、任命者たる責任の所在を明らかにされたい。陳情書の読み上げは以上である。

五木田委員長：陳情書に対して教育長の意見を伺う。

嘉瀬教育長：それでは、陳情に対する意見を述べさせていただきます。まず、陳情の理由1、兼業・兼職についてである。同項の1行目、陳情に使用添付された登記簿上からは記載どおりであるが、教育長の任命を受けたことから、代表取締役を辞任することとし、8月の定時総会で辞任の承認を得ている。現在登記の手続き中である。同項の2行目から12行目まで、1から10までに記載されている項目、これは登記簿に記載されていることは間違いない。これらは、法人の目的として記載しているが事業内容ではない。続いて13行目から18行目までは教育長の職務について書かれている。同項の19行目から2ページ冒頭から6行目までである。有限会社カネスエの主な事業は、不動産の賃貸管理保守並びに運用である。その外には、雑貨、文房具の販売が少しある程度であり、学習塾の経営その他法人の目的として記載している事業は行っていない。市との請負についても、平成26年度の実績はない。教育長に就任して以来も発生していない。このことから陳情人の主張する学校教育事務に関する関与が発生する状況ではなく、また、公立小中学校教師の兼職兼業事案が発生した場合のガバナンスが完全に崩壊するということもないと考える。

次に2、教育委員の身分を不適切利用についてである。項目の1行目から3行目まで記載どおりの勉強会での発表は行った。4行目から11行目であるが、アメブロ、数霊セラピスト吉野内聖一郎に該当の記述があったことは確認した。しかし、この表記については、ブログ作成者が記述したものであり、私はこの記述に関し一切の関与はしていないものである。同項の12行目から14行目までに対しては、私の関知するところではない。15行目から17行目の「考えられる」まで、講演の内容は、私自身の経験と学びについてであって陳情人記載の内容ではない。同項

17行目「看板には」から18行目の「されている」までこの記載については、記載の看板がある。同項18行目「それ」から次のページの2行目までは私の関知する内容ではない。続いて3行目から5行目まで、ここについても先ほど述べたように、講演についても自分の経験と学びについてであって記載とは異なっている。また、教育委員の肩書きをもって講演は行っていない。6行目から8行目までであるが、波動リーディングサロン東京というのは、2007年から2009年まで約2年間存在したが、その後一切の活動はしておらず、また、波動プラザカネスエは、私が教育長に就任したことにより当該業務を停止している。インターネットの削除は、当該記述がインターネット上に掲示されたままであると、現在も活動しているかのような誤解が生じることを防ぐためにおこなったものであり、陳情人が主張するような意図ではない。

続いて3、公金使用事業に対する倫理観の欠如についてであるが、同項の1行目から4行目までは、記載のとおりである。5行目から7行目まで、NPO法人の活動に必要な物品などの購入を、当該法人の役員が経営する法人等から購入することをもって、社会通念上不適切ということはできないし、それをもって教育長の要職にふさわしくないとは言えないと考えている。以上が陳情に対する私の意見である。

五木田委員長：これから質疑を行う。教育長については、教育長自身に関わる事件となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第3項の規定により、会議に出席することができないので退席願う。

(教育長退席)

五木田委員長：それでは本議案について、何か質問、意見等はあるか。

小野崎委員：意見であるが、まず、私はこの陳情に対して採択しないという立場で、少し申し上げたいと思う。嘉瀬教育長の選任に関しては、6月24日開催の臨時会において審議をした結果で決まったことであり、その際、嘉瀬教育長が自営業をされていることから、地方公務員法の規定による営利企業等の従事許可の届出が提出され、この件についても審議し、教育長としての職務を遂行することに支障があるような業務内容ではないことから、許可をすとの判断をした。今回、嘉瀬教育長に対し陳情人から、縷々教育長の資質を欠いているとの指摘があったが、実際行っているのは不動産の賃貸・管理・保守並びに運用と雑貨の販売及び文房具の販売であり、市との請負関係についても教育長に就任した平成26年度からは発生していないことから、利害関係はないしその恐れもないと考えられることから、改めて6月24日の臨時会での判断は適当だったと考えている。私は、当委員

会の行った教育長の任命の手続きは、法にのっとりたものであり問題はなく、陳情の趣旨である辞職を勧告しなければならないようなことはないと考え。以上のことから、私はこの陳情に対しては不採択という考えである。

五木田委員長：そのほかにはあるか。

高橋委員：私も、この陳情に対しては不採択ということで考えている。小野崎委員がおっしゃったように、教育長の営利企業等の従事については、適切な手続きがされていること。また、陳情人が主張する、教育委員の身分を不適切利用や、公金使用事業に対する倫理観の欠如についても、先ほどの教育長の説明は合理性があると判断でき、これらをもって陳情の趣旨である辞職を勧告しなければならないようなことはないと考えている。以上のことから、私は本件陳情については不採択とすべきと考える。以上である。

五木田委員長：ほかはないか。よろしいか。それでは、ないようなので、意見の陳述を終了する。議案第1号、陳情審査について採決する。本陳情を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手する者なし)

賛成なし。よって本陳情は不採択と決定する。

※本陳情は不採択と決定。

五木田委員長：教育長の入場を許可する。

議案第2号 平成27年度山武市立幼稚園及びこども園（短児部）の園児募集について

子育て支援課長：議案第2号について説明する。平成27年度の山武市立幼稚園及びこども園（短児部）の園児募集についてである。これは、山武市立幼稚園管理規則第20条の規定により、幼稚園の園児やこども園の短時間保育児の募集については、毎年教育委員会で定め、あらかじめ公示することとされている。そのため、内容がまとまったので議案として提案するものである。議案に書かれている1の入園対象だが、市内に住所を有し、市から保育の必要性の認定を受けた幼児である。

具体的には、平成23年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた3歳児、平成22年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた4歳児、平成21年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた5歳児ということになる。3歳児の下に※印があるが、むつみのおか幼稚園、なんごうこども園、まつおこども園の短時間保育児については、3歳児保育を実施していないために、これを選ぶ際には3歳児は除かれる。また、申し込み方法だが、提出期間ということで、土曜日、日曜日、祝日を除く、11月20日(木)から12月26日(金)までとする。ただし、11月30日(日)と12月21日(日)

は子育て支援課のみ申し込み受付ができるようにする。受付時間は午前9時から午後4時、提出場所は、入園を希望する園または子育て支援課ということである。入園書類については、11月13日(木)から市内の各幼稚園、こども園及び子育て支援課で配布することとする。園児の募集を行う園については、資料にあるように山武市立幼稚園が2園、こども園が5園の合計7園になる。問い合わせ先は、子育て支援課幼保こども園室が問い合わせ先となる。説明は以上である。

小川委員：短時間保育というのは、何時から何時まで預かるという形なのか。

子育て支援課長：幼稚園は午前9時から午後3時まで。こども園は午前8時30分から午後3時までである。

小川委員：こども園は全体では何時までか。

子育て支援課長：午前7時から午後7時まで開園している。

五木田委員長：ほかに質問はあるか。なければ採決させていただく。本議案に賛成する委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員。よって本議案は原案のとおり可決する。

※原案のとおり可決。

五木田委員長：ここから秘密会とする。

※議案第3号は、秘密会につき概要と結果のみ記載。

議案第3号 平成26年度山武市教育委員会被表彰者の決定について

教育総務課長：6ページをご覧ください。議案第3号平成26年度山武市教育委員会被表彰者の決定についてである。本市の教育行政に貢献したものに対し、山武市教育委員会顕彰規程に基づき、被表彰者を決定するために提案した。今回の提案は、個人1人と1団体となる。(以下、資料に基づき被表彰者の功績を説明。)

※原案のとおり可決

日程第5 ○協議事項

※協議第1号は、秘密会につき概要と結果のみ記載。

協議第1号 要保護・準要保護児童生徒の認定について

学校教育課長：資料に基づき、新規申請分(1世帯1名)について説明。

※新規1世帯1名について認定。

五木田委員長：ここで秘密会を解く。

協議第2号 山武市蓮沼中央会館移転に伴う関係条例の一部改正について

公民館長：10ページをご覧ください。山武市蓮沼中央会館移転に伴う関係条例の一部改正について検討をお願いするものである。はじめに山武市蓮沼中央会館移転内容について説明する。別添蓮沼中央会館移転の資料をご覧ください。1ページから4ページまでが、（仮称）蓮沼タワー建設事業について9月の庁議の中で企画政策課から示されたものである。1ページをご覧ください。建設予定の位置である。現在、蓮沼出張所及び中央会館が建っている場所である。蓮沼保健センターについては、この中に含まれていない。2ページから3ページ、津波避難施設として各階の導入機能が計画されている。1、2階については、賑わい空間づくりのための商業施設、3階から5階については、緊急避難場所の機能を備えた防災施設として、また、平常時においては地域コミュニティの中心となるような施設を計画しているということである。公民館については4階となっている。この事業計画に伴い、（仮称）蓮沼タワーができあがるまでの間、蓮沼中央会館機能を蓮沼保健センターに移し業務を行いたいと考えている。4ページをご覧ください。蓮沼保健センターの配置となっている。①の事務室については、現在使用されているままである。②③の診察室、問診室及び多目的スペースについては、検診期間のみ健康支援課で使用されている。5ページをご覧ください。これは、移転後の蓮沼保健センター内の使用区分である。緑色の部分については、健康支援課で現在も健康増進室として利用している。黄色の部分については、社会福祉協議会使用予定である。青色の部分は、蓮沼中央会館の事務室及び利用団体の活動の場として使用する予定である。①の集団指導室については、学習室として、②の検診室・問診室については、休養室として、③の歯科診療室・栄養相談室については、談話室として利用する予定である。次のページをご覧ください。現在、蓮沼中央会館を利用されている団体の一覧である。定期的に利用している団体は10団体、不定期団体については4団体である。次のページをご覧ください。これは現行の蓮沼保健センターの定期利用団体の部屋別の使用予定である。蓮沼中央会館の定期利用団体については、来年3月21日から蓮沼中央会館を利用できない旨は伝えてあるが、移転後の蓮沼保健センターの具体的な部屋割りをこのような形で利用団体に示していきたいと考えている。学習室については、7団体、休養室については2団体、談話室については、1団体の利用を予定している。なお、蓮沼保健センターについては、調理実習室がないため不定期団体4団体の内、男の料理教室、アグリさんむについては、調理実習室がある他の施設を

利用していただくように伝えてある。保健事業について、本年度蓮沼保健センターを利用する日は、年間15日間とのことである。次のページをご覧ください。利用状況及び使用料である。蓮沼保健センター内の3部屋については、蓮沼中央会館の部屋と同程度であるため、市内利用者の1時間あたりの使用料金については、蓮沼中央会館の使用料とほぼ同額を予定している。移転時期については、来年の3月21日(土)から3月24日(火)までに移転し、3月25日(水)から蓮沼保健センターで業務を開始する予定である。蓮沼中央会館の今後の予定については以上である。

11ページをご覧ください。山武市蓮沼中央会館条例の一部を改正する条例(案)である。改正点としては、第2条本文中の位置、山武市蓮沼ハの4832番地3を移転先の蓮沼保健センターの位置、山武市蓮沼ハの233番地に改める。また、移転先の蓮沼保健センターを蓮沼中央会館として利用している間は、学習室、休憩室、談話室の3部屋になるので、別表中の大集会室、実習室及び保健室を削る。この改正に伴い山武市保健福祉センター条例の一部改正が必要となるので、附則で改正しているが、山武市保健福祉センター条例別表第1の山武市蓮沼保健センターの和室については、山武市蓮沼中央会館学習室として使用するため、山武市蓮沼保健センターの和室を削ることとなる。12、13ページは新旧対照表である。説明は以上である。

小川委員：(仮称)蓮沼タワーの延床面積と蓮沼中央会館の延床面積は、(仮称)蓮沼タワーの延床面積の方が大きいのか。

教育部長：(仮称)蓮沼タワーの方が大きい。

小野崎委員：条例改正案については賛成である。確認だが(仮称)蓮沼タワーに避難した場合、何人入れるのか。避難有効面積は3、4、5階で800㎡となっているが。

教育部長：一時的に避難する場合の面積と長期間避難する場合の面積は違ってくるが、一時的であれば、1㎡2人換算で1,600人である。

五木田委員長：そのほかに質問等はあるか。

(質問等する者なし)

五木田委員長：ないようなので、協議第2号については、原案のとおり了承する。

※原案のとおり了承。

休憩 午後2時20分から
午後2時30分まで

日程第6 ○報告事項

報告第1号 山武市議会第3回定例会文教厚生常任委員会の報告について

教育部長：資料に基づき、9月11日及び9月18日の文教厚生常任委員会の概要を報告。

報告第2号 山武市教育委員会顕彰基準の改正について

教育総務課長：資料に基づき改正内容について説明。31ページをご覧いただきたい。これは、先ほど審議いただいた議案第3号被表彰者の決定についての審査基準であるが、基準の表記を一部改めたという報告である。基準そのものは教育長の決裁事項なので、委員会に諮るものではないが、スポーツ振興法では、体育指導員という名称であったが、平成23年6月24日に公布、全面改正されてスポーツ基本法になり、その時に体育指導員がスポーツ推進委員と名称変更が変わったため、顕彰基準の体育指導員をスポーツ推進委員に改正したものである。

報告第3号 ITC環境整備計画の推進状況について

学校教育課長：資料に基づき推進状況について説明。今年中に機器が入れ替わるという段取りで事業が進んでいる。情報システムの日程だが、早いところで11月17日から約1週間かけて更改工事ということで、パソコンの設定やLANの変更等を行っていく。具体的に先生が使用する校務パソコンについては、1日から1日半使用が厳しくなるだろうという状況がある。それについては、どうしても必要なデータ等があって、使わなければならないものについては、パソコンを何とか工面して各学校に3台程度はプリントアウトできるような物を準備する段取りを調整している。問題は、早いところでは11月17日からであるが、更改工事をする前の段階で、今学校が持っているデータを移し替える作業が発生する。それについて、各学校に準備を進めてもらっているところである。日程を見てもらうと12月に入ると中学校は、1進路関係のいろいろな部分が入ってくるので、ここの調整を再度しているという状況である。日程については、以上のように進んでおり、予定通り順調であると考えている。また、情報推進会議と連絡を取りながら様々な調整をしていきたいと考えている。36ページは、既存のファイルサーバのデータはどのようにして移行させるかという説明をした資料である。今、既存のパソコンで、各学校にある既存のファイルサーバがあるが、それを移行用NASに移し替えて移行する。そのNASを各学校1台設置する。そのため移行用データがそこに入る。ステップ2として、既存のパソコンと新しい設定をしたパソコンに替える。ステップ3は、NASに入っていたデータを新ファイルサーバ、クラウドに持っていくという作業である。これについては、業者が一括で行う。学校が大変なのは、移行用NASにどのようなデータを入れていくかというところが大変になる。各学校

には、先日の校長会議の中で説明したところである。続いて37ページである。この情報化システムを導入するにあたって、山武市の情報環境が変わっていくのかということで校内研修を実施してきた。学校教育課の担当職員と指導室の職員2人で夏休みから9月末まで、市内19校すべてを回ってきた。その研修内容については、今後の情報教育の必要性はどののだろうかという内容を1つ、それから学習支援としてタブレットがどのようなところで使えるかのデモ、校内支援システムに期待されること、情報推進会議が校務支援、学習支援、ホームページの活動内容について説明をしてきた。そのような中で、20, 30, 40, 50歳代の男性女性それぞれにアンケートをとってきた中で、役に立ったと回答したのは、全体で84.1%だった。男性は85.8%、女性は82.5%という状況であった。パーセンテージで左から申し上げると20歳代男性は94%、女性は88%、30歳代男性は73%、女性は92%、40歳代男性は92%、女性は82%、50歳代男性は84%、女性は68%という状況であり、思ったより役に立ったという意見が多かったので、研修にいった2人のがんばりだと思っている。その中で意見等があったのでそちらに記載してある。研修はぜひお願いしたいという意見が多かった。あと、セキュリティの問題も心配されていたが、心配がないよう進めて行きたいと考えている。これが小学校である。中学校が38ページである。同じくパーセンテージを申し上げると、全体での役に立ったというパーセンテージは79%、男性は83%、女性は75%である。これが全体である。年代別でいくと20歳代男性は77.7%、女性は66%、30歳代男性は100%、女性は80%、40歳代男性は86%、女性は83%、50歳代男性は73%、女性は71%であった。これを取り入れて何とかがんばらなくてはならないということに、直面をしていることは先生方も理解をしてくれていると思う。これから情報社会の中に生きていく子どもたちのために、我々もやっていかなければいけないだろうというところが垣間見えるような結果が得られたと考える。今後教育委員会が中心となりながら情報推進会議と連絡をとって一緒に歩んで行ければと考えている。なお、一点資料にはないが、1月から各学校にICT支援員を7回派遣する予定であった。臨時会の時にICT支援員については、プロポーザルの方向でと考えてはいたが、非常に短期間の契約になり、また会議の内容、参加基準についてもこちらでしっかりしたものもつくり、短期間の間では内容についてそんなに大きな差が出ないと考えられることから、一般競争入札という方向性も考えているということ報告させていただく。

報告第4号 山武市教職員組合要望に対する回答について

学校教育課長：山武市教職員組合要望に対する回答については、8月27日に回答をした。また、この内容についても9月の校長会で流している。内容としては、山武支部

の突出した要望について、教育委員会の中でも議論した内容があるが、業績評価制度についてである。これについては、人材を育成するという視点で行っている。管理または賃金等に反映されることが無いようにということは意識している。ただ、県の情勢が変わってきているのもある。そちらの方に反映させるという方向性も示唆する内容も出てきている。続いて全国学力・学習状況調査については、学校ごとの公表は考えていないということで、山武市のみ全体の平均のみの公表である。土曜授業についても、いくつか意見をもらったが、学校の実態を踏まえ、学校5日制が導入された趣旨を併せながら協議をすると回答している。各学校の特別支援の予算措置については、予算の拡充に向けて努力をするということで、平成27年度も既にその方向で動いている。支部から統一した要望で7項目あった。2番目として山武市として突出した要望ということで、35人学級実現や人員増等による多忙化の解消とあり、良い機会だったので、下に表としてそれぞれの小中学校の構成される学級人員が何クラスあるかの表をつけている。その中で36から40というのはほとんどいないという状況である。本日訪問した日向小は、26から30が1番多く31から35も結構みられた。3番目として各分会からの要望として7点あった。山武南中の冒頭の部分もあるが、中学校現場ではこういう声もあるかなということで報告をする。40ページの(2)研修については3点である。これについて、取り入れられることは、取り入れたいと思っているが、山武市独自でできることと最終的には山武教育研究会という組織もあるので、そことの連携も必要になってくると考えている。(3)サービスについては4点である。お盆の期間の学校閉鎖というのが、昨年はなく今年出てきたものである。これについては、現在考えていないとはっきり申し上げてきた。その他で6項目あった。重複する内容もあるが、支援員の増員など、山武北小の小規模校部分の声というものがあがってきていた。これについては、今後の学校のあり方を検討する上で参考にするという回答にとどめている。以上、毎年山武市教職員組合から要望があるが、この教育委員会会議の中で協議をし、意見をいただいたものをベースにしながら答えていくべきものもある。今後、またそういう必要性があったときには、ご意見をいただければと思っている。

報告第5号 山武市学校音楽発表会について

学校教育課指導室長：本年度は11月5日(水)に実施する。会場は、山武南中の体育館である。昨年度使用したさんぶの森中央体育館については、耐震関係の工事ということで使用ができない。参加校については、小学校13校のすべてが参加する。中学校は、例年参加している山武南中、本年度新しく山武中が参加する。昨年まで参加していた松尾中だが、学校行事いわゆる職場体験があり本年度は参加がで

いと回答があった。この後反省会が開催されるわけだが、その反省会の中で、引き続き来年も多く为学校が参加できるように小学校、中学校に声をかけていく考えである。

報告第6号 第9回生涯学習振興大会について

生涯学習課長：43ページをご覧いただきたい。開催日時は、11月22日(土)午後1時30分からである。44ページをご覧いただきたい。左上に生涯学習振興大会のスケジュールが載っている。今年度記念イベントとして、サンドアートパフォーマンスグループによる砂絵のパフォーマンスがある。内容は、今年が左千夫生誕150年記念ということで「のぎくの墓」の物語をサンドアートで表現してもらおう。その外に1作品「家族の絆」をテーマにした作品を披露いただく予定である。

報告第7号 第8回山武市民体育祭について

スポーツ振興課長：10月12日に行われた市民体育祭について結果を報告する。結果については、優勝が84.5点で蓮沼支部、大平支部である。3位が74.5点で成東支部、以下は資料のとおり。今年度は優勝が2支部ということで、大会の要綱によると得点と同得点の場合は、種目1位の数で順位を決めるとなっていた。今回は1位の数も同数であった。怪我等については8件あった。擦り傷5人、捻挫3人が救護を受けた。

報告第8号 行事の共催・後援の承認について

教育総務課長：9月1日から9月30日までに承認した、後援7件について報告。

報告第9号 11月の行事予定について

出席した各所属長から11月の行事予定について報告。

8. 閉会 午後3時20分